号

環境影響評 価法施行令の一部を改正する政令

内閣 は、 環境影響評価法 (平成九年法律第八十一号)第二条第二項及び第三項、第二十一条第一項第一号

第三十一条第二項並びに第五十四条第一項の規定に基づき、 この政令を制定する。

(平成九年政令第三百四十六号)

の —

部を次のように改正する。

本則 に 次の一 条を加 "える。

環境

影響評

価

法施行令

(法第五十四条第一 項の政令で定める軽微な変更等)

第二十二条 第十六条の規定は、 法第五十四条第一 項の政令で定める軽微な変更及び同項の政令で定める変

更について準用する。 この場合において、 第十六条第 項並びに第二項第二号及び第三号中 「対象 事 · 業

とあ るのは 事 業」 と 別表第三中 「対象事業の」 とあるのは 「事業の」と、 「該当する対象事 業 とあ

るのは 「該当する事業」と、 「対象事業実施区域」 とあるのは 「事業が実施されるべき区域」と読み替え

るものとする。

附則第二条中 「第十三条の」 を「第十六条の」に、 「第十三条第一項」 を「第十六条第一項」に、 「別表

第三中 「対象事業」 とあるのは 「事業」 を 「別表第三中 「対象事業の」 とあるのは 「事業の」 と 「該当す

る対象事業」とあるのは「該当する事業」に改める。

別表第一の五の項中 ヌ 発電所の変更の工事 発電設備の新設を伴う原子力 の事業

を

ヲ 発電 ある 出

事業

ある

ル

出

ヌ

発

発電

電設備の新設を伴う原子力	
所の変更の工事の事業	
力が一万キロワット以上で	出力が七千五百キロワット
風力発電所の設置の工事の	以上一万キロワット未満で
	ある風力発電所の設置の工
	事の事業
力が一万キロワット以上で	出力が七千五百キロワット
発電設備の新設を伴う風力	以上一万キロワット未満で
所の変更の工事の事業	ある発電設備の新設を伴う
	風力発電所の変更の工事の
	事業

に改める。

別表第二の十八の項を同表の十九の項とし、 同表の十五の項から十七の項までを一項ずつ繰り下げ、 同表

の十四の項の次に次のように加える。

象事業	ヲに該当する対	五の項のル又は	十五 別表第一の
		対象事業実施区域の位置	発電所の出力
0	れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。

別表第三の十八の項を同表の十九の項とし、 同表の十五の項から十七の項までを一項ずつ繰り下げ、 同表

の十四の項の次に次のように加える。

発電設備が百メートル以上移動しないこと。	発電設備の位置	
0		象事業
れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと		ヲに該当する対
変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離	対象事業実施区域の位置	五の項のル又は
発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。	発電所の出力	十五 別表第一の

附則

この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

るからである。